

第 6291 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 1日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♠ 単身赴任者の帰宅費用

**Q** : 単身赴任者が、会議のため出張し、併せて帰宅する場合の費用は、どのような取扱いになりますか？

**A** : その出張が、主として職務遂行上必要であり、かつ、その旅費が適正である場合は、非課税になります。

### 【解説】

出張旅費は、給与所得者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するための旅行をし、もしくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職もしくは退職をした人がこれらに伴う転居のための旅行をした場合などに、その旅行に必要な支出に充てるために支給されるものは非課税とされています。

したがって、このことからすると、単身赴任者(配偶者又は扶養親族を有する給与所得者で転居を伴う異動をした人のうち単身で赴任した人をいいます)が赴任先から家族のもとへ帰宅するための旅行は職務遂行のための旅行でないことから、給与として課税されることとなるのですが、単身赴任者については、それにより経済的負担が発生するという事情もあることから、単身赴任者が職務遂行上必要な旅行に付随して帰宅のための旅行を行った場合に支給される旅費については、これらの旅行の目的、行路等からみて、これらの旅行が主として職務遂行上必要な旅行と認められ、かつ、その旅費が非課税とされる旅費の範囲を著しく逸脱しない限り、非課税として取り扱って差し支えないこととなっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】